

指定管理者指定申請書

令和6年11月7日

佐賀県知事様

(申請者)

住 所 佐賀市兵庫町大字渕19

団体等名 有限会社タクマ

代表者職・氏名 取締役 高橋 智美

電 話 0952-36-972

佐賀県射撃研修センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ないことを確約します。
また、応募資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為等があった場合に、指定管理者の選定から除外されても、何ら異議を申し立てません。

(注) 申請にあたっては、次の書類を添付してください。

- ① 共同事業体協定書兼委任状（様式第2号）【共同事業体の場合のみ提出】
- ② 事業計画書（様式第3号）
- ③ 関係書類
 - 団体等の概要（様式第4号）
 - 記約書（様式第5号）【応募資格を有していることの誓約】
 - 定款、寄付行為又はこれらに類する書類
 - 法人登記簿謄本及び印鑑登録証明書（法人のみ。3ヶ月以内に交付を受けたもの）、その他
の団体にあっては、法人登記簿謄本の記載事項と同様の内容を明らかにする書類
 - 直近2ヶ年度の
 - ・ 営業（事業）報告書又はこれに類する書類
 - ・ 損益計算書又はこれに類する書類
 - ・ 貸借対照表又はこれに類する書類
 - ・ 財産目録又はこれらに類する書類
 - 前事業年度の事業内容がわかる書類
 - 役員の名簿及び履歴書（様式は任意）
- ④ 納税を証明する資料
 - 消費税及び地方消費税に未納の額がないことを証する書類
 - 都道府県に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類
 - 市町村に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類



事 業 計 画 書

総 括 表

団体等名 有限会社タクマ

管理運営の基本方針	様式第3号-2のとおり																																																																
管理運営を希望する理由	様式第3号-2のとおり																																																																
施設の運営 計画	<p>1 開場時間及び休場日等</p> <input type="radio"/> 開場予定時間 開場(9:00)～閉場(17:00) <input type="radio"/> 閉場予定期日 (毎週月曜日・毎月第1第3火曜日 年末年始12月29日～1月3日)																																																																
	<p>2 当施設利用者へのサービス向上等</p> <input type="radio"/> 狩猟や銃砲所持の経験年数の浅い銃砲所持者向けのクレー射撃講習会や射撃大会 <input type="radio"/> 銃器取扱い及び狩猟・射撃の技術向上の為の無料講習会																																																																
	<p>3 施設の管理運営に係る人員配置計画(概要)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>人数</th> <th>1人当たりの年間給与(千円)</th> <th colspan="3">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>射撃場長兼散弾銃射場管理者</td> <td>1</td> <td></td> <td colspan="3">火薬類取扱保安責任者免状</td> </tr> <tr> <td>副管理者兼ライフル射撃場管理者</td> <td>1</td> <td></td> <td colspan="3">火薬類取扱保安責任者免状</td> </tr> <tr> <td>機械操作員</td> <td>2</td> <td></td> <td colspan="3">クレー放出機の操作及び管理(常勤)</td> </tr> <tr> <td>機械操作員</td> <td>2</td> <td></td> <td colspan="3">クレー放出機の操作及び管理(非常勤)</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1</td> <td></td> <td colspan="3">事務職(非常勤)</td> </tr> </tbody> </table>					役職	人数	1人当たりの年間給与(千円)	備考			射撃場長兼散弾銃射場管理者	1		火薬類取扱保安責任者免状			副管理者兼ライフル射撃場管理者	1		火薬類取扱保安責任者免状			機械操作員	2		クレー放出機の操作及び管理(常勤)			機械操作員	2		クレー放出機の操作及び管理(非常勤)			事務職員	1		事務職(非常勤)																										
	役職	人数	1人当たりの年間給与(千円)	備考																																																													
	射撃場長兼散弾銃射場管理者	1		火薬類取扱保安責任者免状																																																													
副管理者兼ライフル射撃場管理者	1		火薬類取扱保安責任者免状																																																														
機械操作員	2		クレー放出機の操作及び管理(常勤)																																																														
機械操作員	2		クレー放出機の操作及び管理(非常勤)																																																														
事務職員	1		事務職(非常勤)																																																														
<p>4 府令で定める「管理者」となり得る者の人数</p> 散弾銃射撃場 1人 ライフル射撃場 1人																																																																	
施設の收支 計画	<p>指定期間中の收支予算額 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入の部</td> <td>33,692</td> <td>34,531</td> <td>35,370</td> <td>36,209</td> <td>37,048</td> </tr> <tr> <td> 県委託料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 利用料金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支出の部</td> <td>33,495</td> <td>34,260</td> <td>35,054</td> <td>35,875</td> <td>36,726</td> </tr> <tr> <td> 人件費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 施設維持管理経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 運営・事務等経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収支差額</td> <td>197</td> <td>271</td> <td>316</td> <td>334</td> <td>322</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「県委託料欄」は県からの交付を希望する委託金額を記入すること。 注)光熱水費は、運営費の中に含めること。</p>					項目	R7	R8	R9	R10	R11	収入の部	33,692	34,531	35,370	36,209	37,048	県委託料						利用料金						その他						支出の部	33,495	34,260	35,054	35,875	36,726	人件費						施設維持管理経費						運営・事務等経費						収支差額	197	271	316	334	322
項目	R7	R8	R9	R10	R11																																																												
収入の部	33,692	34,531	35,370	36,209	37,048																																																												
県委託料																																																																	
利用料金																																																																	
その他																																																																	
支出の部	33,495	34,260	35,054	35,875	36,726																																																												
人件費																																																																	
施設維持管理経費																																																																	
運営・事務等経費																																																																	
収支差額	197	271	316	334	322																																																												
その他 特記事項																																																																	

※△4 1枚以内で記述してください。

団体等名 有限会社タクマ

1 設置目的の確実な実施に関する事項

(1) 管理運営を希望する目的・理由

現在、佐賀県射撃研修センターは、既存の施設として九州の中でも指折りの素晴らしい射撃場である。佐賀人和インターから10分程度、佐賀市内からも20分程度でアクセスすることができる處まれた環境にある。

また、今年開催された国スポのクレー射撃大会会場として大規模な改修をしていただき、一段と魅力溢れる施設となっている。これを契機として、競技者のすその野を広げ、競技人口の増加を進めていきたい。特に初心者から上級者までが定期的にトレーニングできる機会を増やし、競技力を向上させるための練習環境を整備することで、地域の競技レベルを底上げしたい。

一方、現状では銃砲所持者、特に狩猟を主として行う者が有効活用しているとは言えない状況であるため、競技を行う者はもちろん、狩猟を行う者も頻繁に足を運んで得る施設になるような管理運営をしたいと思っている

(2) 管理運営の基本方針

本施設は、狩猟を行う者や有害駆除を行う者のための射撃技術向上のための研修施設と競技としてクレー射撃を行う者の競技会場の2面がある。競技としては、国スポの会場になったことを契機としてさらに活用を図りたい。

そのため、当社が銃砲店であること、およびグループ企業会長が佐賀県クレー射撃協会の会長という立場を踏まえて、これまで競技に参加していなかった層や新たに興味を持つ方々に向けて、射撃スポーツの魅力を発信する場を創りたい。初心者向けの体験イベントや、安全指導を組み込んだ練習会を定期的に開催し、興味を持った方が安心して競技を始められる環境づくりに配慮したい。そして、次世代の射撃競技者の育成を推進するとともに各種大会の誘致や企画を積極的に進め、更に利用者を増やしたい。

また狩猟に関しては、一年の間、冬場(狩猟期間)のみ銃に触れるという銃砲所持者や有害駆除の際にしか銃砲にふれない駆除者も多数いるのが現状である。それでは、銃所持者としては銃に触れる時間が短すぎるし、安全で確実な駆除を行う上では不十分であると考えられる。

そこで、狩猟や有害駆除を行う者の射撃技術を向上させるための研修施設としての側面を充実させ、一年を通して銃に慣れ、慌てずに銃を扱える様になれば、狩猟や駆除の際の安全性は高まり、銃器を扱うことに対してモラルの向上が期待できる。クレー射撃を通じて、射撃技術・モラル両面が向上し、事故防止につながることで、駆除や狩猟に対する社会的な見方も変わってくるのではないかと考えられる。

そこで、銃砲店であることや幅広い人脈も活用しながら、年間を通して銃砲に触れていただけ様、講習会や射撃大会といった企画をしていくことで、競技としてクレー射撃を行っている者だけではなく、狩猟者や有害鳥獣捕獲従事者に射撃技術向上にむけて日々、利用してもらえるよう足の運びやすい施設にしたい。

※ 欄が不足する場合は欄を広げて記載してください。

団体等名 有限会社タクマ

1 設置目的の確実な実施に関する事項

(3) 収支計画

① 収入計画

(単位：千円)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
県委託料収入					
利用料金					
その他の収入					
(内訳)					
実包販売収益					
技能講習収益					
教習射撃収益					
射撃大会収益					

※ その他の収入は、射撃研修センターの管理運営に充當する県委託料及び利用料金以外の収入の見込みを記入してください。

・ その他の収入の内容及び使用方法

[REDACTED]

(積算内訳)

(単位：回・人・千円)

施設名	延べ利用回数・人員	利用料金及び 標的利用料	備考 (利用料金等の考え方)
会議室			
ライフル射撃場			
散弾銃射撃場			
計			

※ 欄が不足する場合は欄を広げて記載してください。

団体等名 有限会社タクマ

1 設置目的の確実な実施に関する事項

(3) 収支計画

② 支出計画

(単位:千円)

区分	R7	R8	R9	R10	R11
人件費					
常勤職員					
非常勤職員					
法定福利費					
労働保険料					
退職金					
施設維持管理経費					
警備費					
水質浄化処理費					
受水槽点検清掃費					
し尿処理費					
薬莢・クレー等処理費					
電気設備管理料					
消防設備管理料					
水質検査料					
場内整備費					
場内消掃費					
機械・設備修繕維持費					
保険料					
運営・事務等経費					
クレー購入費					
水道光熱費					
旅費交通費					
通信費					

	広告宣伝費					
	会議費					
	燃料費					
	消耗品費					
	租税公課					
	新聞図書費					
	印刷費					
	福利厚生費					
	リース料					
	事務用品費					
	車両費					
	諸会費					
	支払手数料					
	雜費					
	合 計	33,495	34,260	35,054	35,875	36,726

(積算内訳)

③利益の取扱

利用者の満足度を向上させる事項及び予期せぬ施設の整備や場内整備に充当します。

※ 欄が不足する場合は欄を広げて記載してください。

団体等名 有限会社タクマ

2 施設の平等利用の確保に関する事項

(1) 使用許可の考え方

年間を通して射撃を行える環境を整備したい。理由としては、クレー射撃競技のシーズンは1月中旬から10月迄で、その後狩猟シーズンが11月から翌年の3月迄となっているので、それぞれの利用者が射撃場を活用する時期が違ってくる。そこで、年間を通してすべての銃砲所持者にとって使い勝手のよい射撃場にしていきたいと思っている。

当日の利用については、平等利用の観点から占有の場合を除き、先着順のシステムにて運営していく。将来的には予約システムの導入を検討して、利用者の待ち時間の解消、効率的な人員配置につなげる。

※ 欄が不足する場合は欄を広げて記載してください。

団体等名 有限会社タクマ

3 施設の効用を最大限に發揮すること及び管理経費の縮減に関する事項

(1) 経費削減の考え方と方法

施設内で発生する補修や整備の内容を精査し、従業員が対応可能な作業については、外部業者に依頼せず従業員の業務として実施する。これにより、外注にかかるコストを削減し、業務の効率化と経費削減を図る。

来場者数や大会開催の有無などに応じて、業務量が変動する状況に柔軟に対応するため、シフト体制を調整し、繁忙期・閑散期に合わせた人員配置を行う。これにより、無駄な人件費を抑制し、効率的な人員管理が可能となる。

外注が必要な業務や資材購入については、複数の見積もりを取得し、価格と品質の両面から慎重に選定を行う。これにより、適正なコストで最適な業者や資材を選び、経費の抑制に努める。

施設内で使用する機械類や設備について、従業員全員が丁寧に扱うことを徹底し、日常の使用状況に応じた定期的な点検と整備を実施する。これにより、機器の故障や消耗を予防し、設備の長期的な使用と安定稼働を確保する。

※ 欄が不足する場合は欄を広げて記載してください。

団体等名 有限会社タクマ

3 射撃研修センターの効用を最大限に發揮すること及び管理経費の縮減に関する事項

(2) 休場日、開場時間

休場日を毎週月曜日及び第1第3火曜日に設定し、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日を休業日とする。また、年末年始については休業とする。しかし、近隣県の射撃場の休場日等も鑑みて最終の決定としたい。開場時間については、通常午前9時より午後5時を基本とし、大会や利用者の要望により法律で定める範囲で変更可能とする。

施設の利用日については、曜日で制限を設けず、研修室、散弾銃射撃場、ライフル射撃場、共に射撃センターの開場日は利用可能とする。

(3) 利用者からの意見の反映

定期的にアンケート（利用者満足度調査）を実施し、利用者の意見・要望を共有する。またご意見箱を設置し広く意見を受け付ける。またネットやSNSの書き込み等についても丁寧に拾い上げる。また日々のお客様の意見、苦情なども朝礼等で報告するなどして職員に共有する。

こうした利用者からの意見・要望については即座に対応できることについては、即応し、調整が必要なことについて最大限利用者の声を反映できる方向で取り組んでいく。

(4) 苦情等への対応

上記に示したように意見を広く受け付け、即座に対応するために、スタッフにて対応できる苦情については即座に対応・処理し、費用等、予算に関わる部分については佐賀県との緊密な連絡を取り合い対処していきたい。

※ 欄が不足する場合は欄を広げて記載してください。

団体等名 有限会社タクマ

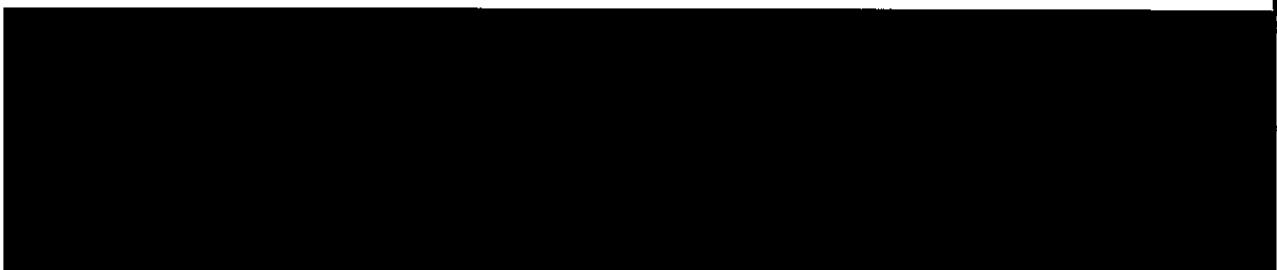
3 射撃研修センターの効用を最大限に發揮すること及び管理経費の縮減に関する事項

(5) 誘客対策

クレー射撃競技自体が一般的に知られておらず、佐賀県の銃所持者の中でも、狩猟・有害駆除のみで活動されている方々の中には佐賀県射撃研修センターにほとんど足を運ばず、練習射撃を行わない方もいらっしゃる。そこで、狩猟・有害駆除のみで活動されていらっしゃる方々を中心に、月例会や有名選手を招待してのクレー射撃講習会等、様々なイベントを増やしていく。これにより、新規の来場者を増加させたい。また、SNSを活用し、大会情報や予定表、交通状況などを随時発信していくことで県内外の集客につなげたい。そして、実包（当日消費分）を販売したり、入場料、利用料等の割引を行ったりすることで、利便性を高め、何度も射撃場に足を運んでもらうようにしたい。

佐賀県クレー射撃協会や他県のクレー射撃協会との協力のもと、地方公式大会など県外から多くの競技者が参加できる大会を誘致する。大会や練習会を定期的に開催し、初心者から上級者までが参加しやすい環境を整えることで、地域の競技力の底上げと交流の場を広げる。

ホームページには施設の紹介や競技ルールの解説、大会の様子、練習風景などを詳しく掲載し、射撃に興味を持つ方が気軽に情報を得られるようする。また、動画コンテンツも活用し、施設の魅力や競技の雰囲気を映像で発信する。これにより、県外からの集客も促進し、射撃場の認知度を高める。



(6) 利用者及び利用団体との連携

佐賀県クレー射撃協会、佐賀県ライフル射撃協会、佐賀県獵友会、九州地区射撃連盟、オールウエストなど各競技団体やクラブとも密接な関係にある。

これにより各団体が主催する射撃大会の開催の誘致、団体等と連携した集客・行事企画など利用促進を図ることができる。

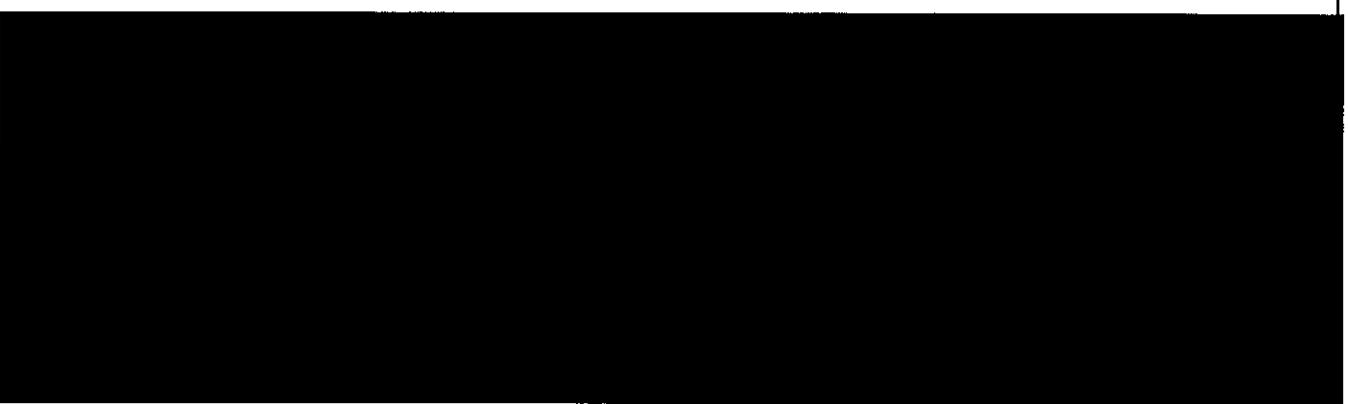
※ 欄が不足する場合は欄を広げて記載してください。

(様式第3号-9)

団体等名 有限会社タクマ

3 射撃研修センターの効用を最大限に發揮すること及び管理経費の縮減に関する事項

(7) これまでにない新たな視点や取組み



(8) 施設の設置目的に沿った提案型事業



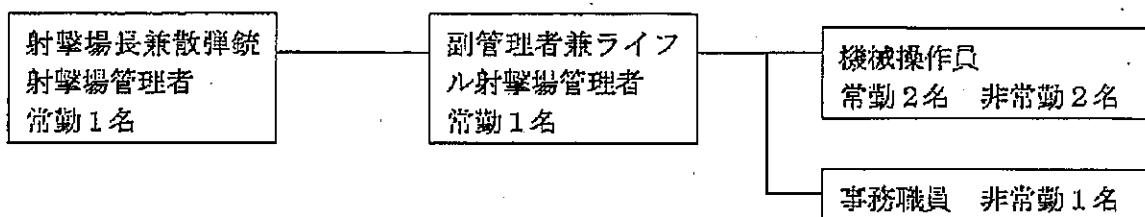
※ 欄が不足する場合は欄を広げて記載してください。

団体等名 有限会社タクマ

4 事業計画に沿った管理を行う能力

(1) 組織及び人員配置

①組織図



②職員数等

役職等	職員数			担当事務（業務）内容
	常勤	非常勤	計	
射撃場長兼散弾銃射撃場管理者	1人	人	1人	場内全てにおいての管理
〃 副場長兼ライフル射撃場管理者	1人	人	1人	場内全てにおいての管理
事務	人	1人	1人	事務及び受付
機械操作員	2人	2人	4人	クレー放出機の操作及び管理

(2) 勤務体制

勤務時間 午前8時30分より午後5時30分

週休日 週休2日制(交代制)

基本的に週5日の勤務とし、土日や大会等がある場合はシフト制を導入し人員を確保する。

(3) 射撃研修センターの管理責任者の確保

指定射撃場の指定に関する内閣府令に規定する有資格者を選定する。また、佐賀県内在住でクレー射撃・狩猟全般に精通している者(射撃歴や公式競技試合等への経験有)を優先する。

※ 欄が不足する場合は欄を広げて記載してください。

団体等名 有限会社タクマ

4 事業計画に沿った管理を行う能力

(4) 事故及び災害時の対応体制

事故や災害時の連絡網を事前に整備するとともに、緊急時に迅速な対応を行う様、緊急マニュアル等を作成し、事故発生を想定して年間数回の実地訓練を実施、問題があればフィードバックし、緊急時対応の実効性を確保します。また、従業員に上級救命講習を受講し、緊急の際の対応を研修してもらう。

(5) 個人情報保護への取組み

個人情報保護法及び関連する規定に則り適切に処理する。具体的には、個人情報にあたる文書の厳重保管、PC等で管理する場合は、情報漏洩防止のためにアクセス制限やネットワークからの遮断等、セキュリティ向上に努める。

(6) 情報公開に関して講じる措置

県から委任を受けて施設の管理を行う者として、公平性及び透明性が求められるものであり、県との協定により管理に係る情報の公開を実施する。

※ 欄が不足する場合は欄を広げて記載してください。

団体等名 有限会社タクマ

4 事業計画に沿った管理を行う能力

(7) 同種施設の運営実績

射撃場の運営実績はないが、当社は銃砲、火薬取扱店として射撃技術、狩猟技術、銃器や実包の取扱い、機器の操作や調整・整備、関係法令に精通している。

(8) 管理運営に当たっての地元雇用や県内発注の考え方

職員の雇用に関しては、原則100%の佐賀県在住の人材を雇用する。また、業務委託について佐賀県内の業者に発注を委託する。しかし、クレーなど県内取扱業者がいない場合は、県外の業者より複数の見積もりを取り、納入の業者を選定する。

※ 欄が不足する場合は欄を広げて記載してください。

団体等名 有限会社タクマ

5 指定射撃場の管理者及び管理方法の基準を満たす能力

指定射撃場の指定に関する内閣府令に規定する管理者の配置等

指定射撃場に関する内閣府令に規定する有資格者及び銃器の扱いに精通している者を配置する。

(1) 射撃場管理者の選任の考え方

獣銃の安全な取扱いに精通している者で、火薬類取扱保安責任者の資格を有する者。

(2) 射撃場管理者の配置する人数、雇用形態等

射撃場の種類 項目	ライフル射撃場	散弾銃射撃場
配置(予定)人数	1人	1人
雇用形態	常勤、非常勤	常勤、非常勤
勤務日数	週 2 日	週 5 日
経歴又は資格	[REDACTED]	

※ 上記の内容に補足する必要があれば下欄に記載してください。

※ 欄が不足する場合は欄を広げて記載してください。